

安心と共に育つ，くらし快適都市

1 毎日の安全なくらしを守る

現況と課題

本市では「公用車によるながらパトロール」「青色回転灯装着車両による安全パトロール」など防犯対策の強化や、およそ30団体約2,000人の防犯ボランティアによるさまざまな防犯活動や地域での子どもたちの登下校の安全を守る取組などが行われていますが、本市の犯罪件数は減少傾向にあるものの、県内での犯罪発生に占める割合が増加するなど依然として厳しい状況にあり、より一層の犯罪抑止が必要となっています。また、空き巣・車上ねらい・自動車盗・自転車盗・オートバイ盗の犯罪で、無施錠による被害が半数に上るため、個人の防犯意識の向上や地域の特性に応じた防犯対策が必要となっています。

消防については、消防署8箇所、出張所28箇所を配置して消防力の充実に取り組み、平成17年中の火災件数は162件で、人口1万人あたりの火災件数である出火率は2.0であり、全国の政令市及び中核市の中では、京都市の1.9に次いで2番目に火災の少ない都市となりました。今後も、地域特性を考慮しながら、より迅速かつ効率的に消防サービスが提供できるよう、消防組織や署所の配備を含めた体制の強化が必要となっています。

消防団は約6,200人で組織され、条例定数の約96%と比較的高い充足率となっていますが、少子高齢化などを考慮すると、消防団員の減少が危惧されています。

弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となっており、また、日本近海における武装不審船の出現や米国の同時多発テロの発生により安全保障に対する国民の関心が高まる中で、これらの武力攻撃などから市民の生命、身体及び財産を保護するため必要な備えをしなければなりません。

SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザなど新たな感染症に迅速に対応し、感染症予防の普及・啓発及びまん延防止の体制を整備することが必要となっています。

地域防災力の向上のため、自治会・町内会の住民組織を母体とした自主防災組織の結成・育成に取り組んでいますが、平成17年度末で40.2%となっており、引き続き結成促進と防災意識の啓発が必要となっています。

本市では、集中豪雨による洪水や、地震時の液状化による河川の破堤が起こった場合、地形が平坦で標高が低いため、その被害は広範囲におよび、地域住民への直接的な被害と合わせ、経済へのダメージは計り知れないものがあることから、堤防強化対策などの治水事業の促進が必要となっています。

本市の都市浸水対策達成率（浸水対策の整備計画区域のうち、概ね5年に1度の大雨に対応できる整備が完了している区域の面積割合）は、平成17年度末で50.7%と低い状況にありますが、平成16年度の市政世論調査では、「雨水排水の処理が悪い」と考えている市民が26.7%と多く、豪雨などによる浸水被害の解消が求められています。

市民の生命を守るうえでも水道水の確保は重要である事から、事故・災害が発生した場合にも安全な水道水を安定して供給できるシステムの構築を進める必要があります。

農産物に対する安全意識が高まるなか、「安心・安全・おいしい農産物」の提供を目標に、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組む農業者への支援が必要となっています。

IT化、国際化及び高齢化の進展など、消費者を取り巻く環境は著しく変化するなか、消費者問題の内容も深刻化・多様化しています。

1 毎日の安全な暮らしを守る

(1) 犯罪の防止

- 地域安全情報の発信
- 防犯ボランティア活動等の支援（再）
- 犯罪が起きにくい地域環境の整備
- 保護者や地域と連携した安全対策の推進（再）

(2) 消防体制の強化

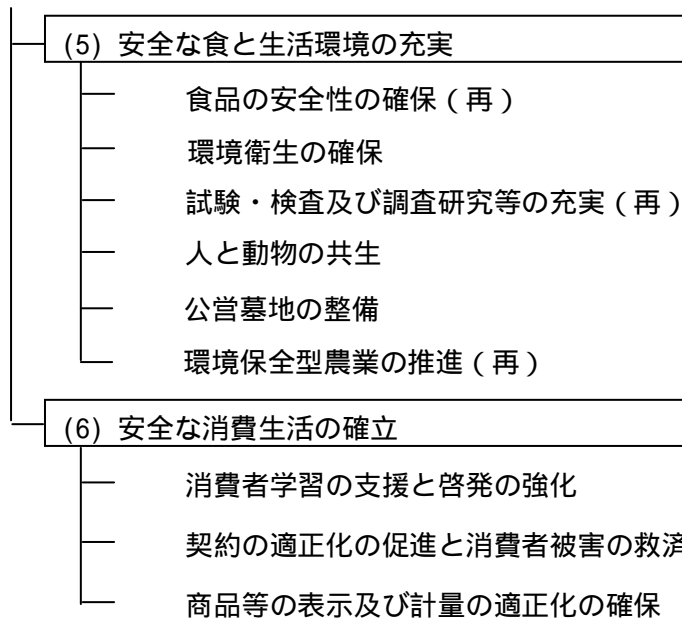
- 消防活動体制の充実・強化
- 防火安全対策の推進
- 消防団の充実強化・活性化対策の推進

(3) 危機管理体制の強化

- 危機管理対策の充実
- 国民保護措置の的確な実施及び総合的な推進
- 健康危機管理体制の充実
- 感染症予防の普及啓発及びまん延防止
- 食品の安全性の確保（再）
- 試験・検査及び調査研究等の充実（再）

(4) 防災体制の強化

- 災害予防対策の充実（再）
- 災害応急対策の充実
- 防災機能の向上
- 河川の保全と整備（再）
- 浸水対策の推進
- 災害時における医療救護
- 水道施設の事故・災害対策の充実
- 下水道施設の機能保持
- 海岸の保全と整備（再）



施策展開

(1) 犯罪の防止

防犯に関する知識・情報の提供により、「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は自分たちで守る」という考え方を基本とした個人の防犯意識の向上を図りながら、地域、行政機関、警察の協働を強め、犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく施策を展開することにより犯罪の減少を目指します。子どもへの危険が心配される事案も多く発生していることから、保護者や地域とともに子どもの安全対策や防犯対策を進めます。

地域安全情報の発信

地域の犯罪情報や具体的な防犯対策など、防犯行動をとるために役立つ情報を提供し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。

防犯ボランティア活動等の支援（再掲：1(3)市民参加・参画・協働の推進）

地域住民などにより自主的に行われている防犯活動への支援を充実することにより、活動団体の活動を活性化するとともに、防犯活動の市内全域への波及・浸透を進めます。

犯罪が起きにくい地域環境の整備

防犯パトロールや防犯灯の設置など犯罪が起きにくい地域となるよう環境を整備し、市・市民・事業者などが協働して安心で安全なまちづくりを進めます。

保護者や地域と連携した安全対策の推進（再掲： 1(1), 1(1)）

校内や通学路における子どもの安全対策や防犯対策を、セーフティ・スタッフをはじめとした保護者や地域住民との連携、警察など関係機関との連携を強化して進めます。

施策展開

(2) 消防体制の強化

火災による隣接家屋への延焼防止、複雑多様化する災害による被害の軽減化を図るため消防力の充実に努めるとともに、近年のマンションなどの高層建物の増加及び市域の拡大による火災などの災害事象の変化に対応するため、市民一人ひとりの防火意識の向上や事業所の防火管理体制の強化や地域の消防団との連携により、総合的な消防力の強化に努めていきます。

消防活動体制の充実・強化

地震などの大規模災害、危機事象や複雑多様化する災害に適切に対応するため、高度資機材と精鋭隊員を配備した特別高度救助隊の配置をはじめ、消防車両・資機材、消防水利施設などの整備、消防署所の適正配置を進め、機動力のある消防活動体制の充実・強化を図ります。

防火安全対策の推進

大規模・高層化などが急激に進む防火対象物における安全管理体制のあり方が問われていることから、管理体制の強化、火災危険の低減、予防業務に関する実施体制の充実を図るとともに、官民一体となった事故防止対策を推進し、地域に密着した火災予防を進め住宅火災や事業所における火災の減少に取り組みます。

消防団の充実強化・活性化対策の推進

地域の消防防災体制の核となる消防団の活動環境を整備し、女性消防団員を含めた消防団員の確保による消防団の充実を図り、地域防災力を強化します。

(3) 危機管理体制の強化

SARS, 新型インフルエンザ, エイズ感染など地球規模で対応が必要な問題から, 身近な食品の安全性の問題まで, さまざまな危機事象の発生または発生するおそれがある事態に際し, 速やかに対応できる体制の整備に努め, 市民の生命, 身体及び財産への被害の防止または軽減に取り組みます。

危機管理対策の充実

市民の生命・身体・財産への被害の防止・軽減のため, 新潟市危機管理基本方針に基づき, 市民生活に重大な被害や不安を与える事態などの危機事象に際し, 迅速で的確な対応を図ります。

国民保護措置の的確な実施及び総合的な推進

武力攻撃事態などにおいて新潟市国民保護計画に基づき, 市民の協力を得つつ国民保護措置を的確に実施するとともに, 他の機関と連携協力をを行い, 措置を総合的に推進します。

健康危機管理体制の充実

SARS, 新型インフルエンザなど新たな感染症や毒物劇物などに関わる健康被害に対する的確に対応するため, 組織体制を強化し, 市民への迅速な情報提供と安全の確保を図ります。

感染症予防の普及啓発及びまん延防止

予防接種の必要性や結核・エイズ・その他の感染症に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに, 発生時には, 医療機関・検疫所・学校などとの連携により, 二次感染・まん延の防止対策に取り組みます。

食品の安全性の確保 (再掲: 1(5)安全な食と生活環境の充実)

食品に起因する健康被害の防止や発生時の対応を迅速に行い被害を最小限にとどめるため, 農薬などの試験・検査体制の充実並びに, 製造業者及び販売者などへの監視・指導の強化とともに, 消費者への正しい知識の普及・提供及び啓発に努めます。

試験・検査及び調査研究等の充実 (再掲: 4(2), 1(5))

衛生・環境分野における監視・指導や健康危機対応に必要な各種試験・検査を充実・実施します。また, 食の安全性や感染症の防止, 環境の保全と環境汚染の解明などについて, 関係各課と連携して調査・研究に取り組み, その成果をデータベース化するなどして提供していきます。

(4) 防災体制の強化

自然災害から市民の生命，身体及び財産を守るため，災害応急対策や体制の充実に努めます。自然災害は，その発生を防ぐことはできませんが，市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」，地域コミュニティによる自主的な防災活動や消防団，NPOによる災害ボランティアなどの「共助」，行政による「公助」のバランスの取れた防災対策の推進により被害の軽減を図ることは可能なことから，減災社会の実現を目指します。

災害予防対策の充実（再掲： 1(1)地域と行政の協働の推進）

災害発生時の被害を最小限に食い止めるため，避難所など防災拠点施設での非常電源の確保や公共施設の耐震化を推進するとともに住宅も含めた民間建築物の耐震化を促進します。また，災害危険箇所情報の提供や防災訓練など防災知識の普及啓発を通じて市民一人ひとりの「自助」の力を高めるほか，自主防災組織の育成や消防団，NPOへの支援などにより「共助」の力を高め，災害時要援護者を地域で共に助け合う体制を確立するなど地域防災力の向上を図り災害への備えを固めます。

災害応急対策の充実

災害発生時に迅速かつ的確に対処するため，情報の収集，伝達など防災対策を総合的，一元的に実施するため，危機管理防災センター（仮称）の整備を進めます。また，中学校区単位での備蓄品などの整備充実を進めます。併せて，電気・ガス・通信などの関係機関との連携により災害時のライフラインの確保を図るなど，さまざまな機関・他の地方公共団体・市民・事業所の協力を得ながら，災害応急対策の一層の充実を図ります。

防災機能の向上

災害時の救援活動や物資輸送などにおける安定性を向上させるために，緊急輸送道路の整備や防災船着場の確保に努めます。

河川の保全と整備（再掲： 1(3)豊かな水と共生するまちづくり）

水害から市民生活の安全を守るため，信濃川，阿賀野川や中ノ口川などの市内の河川について自然環境や親水性に配慮しながら河川の改修を促進します。

特に，刈谷田川・五十嵐川の改修により流量増の影響を受ける信濃川本川及び中ノ口川においては，洪水対策が緊急の課題となっており，堤防のかさ上げなどの対策や水門・排水ポンプの運転調整について国・県と検討を進めていきます。

浸水対策の推進

雨水排除能力を強化するため，雨水管渠やポンプ場などの下水道整備を推進するとともに，雨水流出抑制として，学校のグラウンドなどへの雨水貯留浸透施設の整備や各家庭などでの雨水浸透枳・貯留タンクなどの設置を進めます。

災害時における医療救護

地震や水害などの災害発生時などに、災害や被害の状況に応じた適切な保健医療救護活動を確立します。

水道施設の事故・災害対策の充実

配水幹線（大口径管）の整備と経年劣化した管路の更新を行い、給水安定性と耐震性の向上を図ります。

下水道施設の機能保持

下水道の雨水排除機能や汚水処理機能を保持するために、適正で効率的な維持管理に努めるとともに、震災などの災害時においても下水道機能が確保できるような施設の整備を進めます。

海岸の保全と整備（再掲： 1(4)豊かな自然の保全と育成）

日本海特有の冬の波浪などによる海岸侵食や高潮・津波などによる災害の防止や砂浜の復元のため、海岸の整備を促進します。

施策展開

(5) 安全な食と生活環境の充実

食品の安全性やアレルギー・シックハウス対策などについての関心が高まるなか、科学のおよび専門的な監視指導を強化するとともに、安全な食品が安定的に供給されるよう、食品製造業者などに対する最新の衛生管理の導入と知識の普及啓発に努めていきます。

食品の安全性の確保（再掲： 1(3)危機管理体制の強化）

食品の安全確保のため、製造業者及び販売者などへの監視・指導の強化とともに、消費者への正しい知識の普及・提供及び啓発に努めます。また、残留農薬などの試験・検査体制の充実やBSEスクリーニング検査の全頭検査を実施します。

環境衛生の確保

理・美容所などの営業施設や特定建築物の衛生管理指導を行うとともに、シックハウス対策や害虫駆除相談を実施して市民の快適な暮らしの確保に努めます。

試験・検査及び調査研究等の充実（再掲：4(2)，1(3)）

衛生・環境分野における監視・指導や健康危機対応に必要な各種試験・検査を充実・実施します。
また，食の安全性や感染症の防止，環境の保全と環境汚染の解明などについて，関係各課と連携して調査・研究に取り組み，その成果をデータベース化するなどして提供していきます。

人と動物の共生

犬・猫などペットの適正飼育や動物愛護精神の普及・啓発を図るため拠点となる施設を整備し，人と動物が共に健康で快適に暮らす心豊かな社会の実現を進めます。

公営墓地の整備

生活衛生施設である公営墓地については，市民ニーズに対応した墓地の在り方を検討し，新たな公営墓地の整備を進めます。

環境保全型農業の推進（再掲：3(2)，4(4)）

有機質資源を循環利用した土作りを基本に，化学合成農薬・化学肥料の使用量を低減した栽培を進めるため，必要な資材や機材の選定及び普及への支援などを行うとともに，有効な技術や栽培法の実証を行うことにより，農業者の取り組む意欲の向上を図り，環境保全型農業を推進します。

施策展開

(6) 安全な消費生活の確立

近年，インターネットの普及などから取引形態や決済方法が多様化・複雑化し，不当請求などのトラブルも増加しています。また，高齢者をねらった悪質な販売によるトラブルも増えています。こうした被害をなくすため，消費に関する知識・情報の提供や相談体制の充実を図ることにより，消費者の権利の確立と自立支援を進め，消費生活の一層の安定と向上を図り，豊かで文化的な暮らしの実現を目指します。

消費者学習の支援と啓発の強化

消費者が自らの利益を守り，トラブルの未然防止や解決を図れるようにするため，学習機会の提供や啓発の強化などによって，消費生活に関するさまざまな知識・情報を提供します。

契約の適正化の促進と消費者被害の救済

契約の適正化の促進に努め，不当な取引行為の解消を図ります。

また，消費者の苦情・相談に対して適切な指導・助言を行い，速やかな消費者問題の解決を図ります。

商品等の表示及び計量の適正化の確保

消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、商品などの表示を監視するとともに、計量の適正化に努めます。

2 心豊かに健康でいきいきすごす

現況と課題

生活環境の改善と医学の進歩により、平均寿命は延伸していますが、認知症、生活習慣病やこれに起因する寝たきりなど、要介護者の増加が深刻な社会問題となっています。

急速な高齢化の進展やライフスタイルの変化などにより、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加が大きな健康課題となっており、生活習慣病健診や各種がん検診の実施とともに、日頃の健康管理や適正な食生活の実践による予防に向けた取組の充実が必要となっています。

近年、全国的な自殺者の増加を背景に、平成18年6月「自殺対策基本法」が成立しました。自殺の誘起は「うつ・ストレス」が大きな背景要因といわれている中、本市においても、働き盛りの中高年齢層の自殺が突出しており、こうした「うつ・ストレス」の予防対策が急がれています。

思春期の「引きこもり」や老人性うつ病による「引きこもり」、また、災害などに起因する外傷後ストレス障がいなど、こころの疾患に対する専門相談や技術援助など、精神保健福祉分野に関する高度な支援機能が求められています。

子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に羽ばたくことができるようにするとともに、市民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるようにすることが大切になっています。

むし歯や歯周疾患に代表される歯科疾患は、歯や口の機能障がいだけでなく、ひいては、全身の健康に影響を与えます。生涯健康な歯で豊かな食生活を実現するためには、乳幼児・学齢期におけるフッ素利用や歯磨きなどによるむし歯予防対策をはじめ、成人期からの歯周疾患対策など、拡大した市域に対応した歯科保健の体制整備や取組が必要です。

市民の健康づくりを進めるうえで、セミナーやヘルスアップ運動講座などの支援的環境整備が不可欠であり、関係行政機関や企業、NPOなどがそれぞれの特性を活かして連携し取り組む必要があります。

食生活面では、多忙やライフスタイルの多様化による生活の変化などから、朝食抜き、外食利用、思春期からの女性のやせ志向及び中高年の肥満などの増加が見られます。

自然の恩恵や「食」に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めながら、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

本市は60%という高い食料自給率や生産と消費の場がきわめて近いという立地条件など、「食」をめぐる豊かな環境の中にありますが、このことを市民に認識してもらい、食文化や農業への理解とともに、地産地消の拡大に結び付けていく必要があります。

施策体系

2 心豊かに健康でいきいきすごす

(1) 自ら進める健康づくり

- 生活習慣病予防の推進
- 介護予防の推進
- 心の健康づくりの推進

(2) 市民とともに進める健康づくり

- 健康づくりの推進（再）
- 健康づくり市民運動の推進
- 地区組織活動による健康づくりの推進
- 食環境の整備
- 生涯歯科保健対策の推進

(3) 食育の推進

- 食育の推進
- 子どもの健全な成長を図る食育の推進（再）
- 郷土の食文化や農業への理解を深める食育の推進（再）

施策展開

(1) 自ら進める健康づくり

市民一人ひとりが生涯元気でいきいき暮らすため、自己の健康に関心をもち、健全な食生活や定期的な運動習慣を確立するなど生活習慣を見直し、積極的に健康づくりに取り組めるよう健康づくりに関する情報提供に努めるとともに、生活習慣病予防と介護予防により平均寿命・健康寿命を延伸し、生活の質の向上を図ります。

こころの健康センター（精神保健福祉センター）を拠点としたセーフティネットを構築してストレス社会での心の健康づくりを支援します。

生活習慣病予防の推進

健康教育による各疾患の情報や知識の啓発、健康相談の充実を行うとともに、生活習慣病健診や各種がん検診を実施し、年代に応じた健康的な生活習慣の確立を支援します。

介護予防の推進

家に閉じこもりがちなどひとり暮らし高齢者に対し、教養講座、レクリエーション、健康体操などを地域保健福祉センターなどで実施するとともに、地域住民が自ら主催し地域の自治会館や集会所などのより身近な場所で実施する地域交流活動への支援にも努めることにより、心身の健康の保持や生きがいづくりと社会参加を促進して、社会的孤立感の解消と自立生活の支援を推進します。

心の健康づくりの推進

「うつ」や「ストレス」に関する正しい知識の普及・啓発による医療を必要とする人への早期受診を図るとともに、ストレスコントロールができる市民が増えるよう講座などを開催します。また、関係機関職員を対象に専門研修を実施して相談機能の強化に努めます。

施策展開

(2) 市民とともに進める健康づくり

健康の保持・増進のために、市民自ら生活習慣を見直すことが大切であり、一人ひとりが主体的に取り組むことが必要です。また、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体として支援していく環境を整備することも不可欠であることから、地域、関係団体などと連携し健康づくりに取り組み、生涯健康でいきいき暮らせるまちを目指します。

健康づくりの推進（再掲：2(2)豊かな心と健やかな体の育成）

本市の健康づくりの指針である健康づくり推進基本計画を推進し、市民が生涯健康でいきいき暮らせるよう、市民の健康づくりを総合的に推進します。

健康づくり市民運動の推進

市民が自ら健康づくりを実践できるよう、ライフステージ別、分野別に行動目標・数値目標を提示し、健康づくり市民運動を推進します。

地区組織活動による健康づくりの推進

食生活の改善や運動習慣の定着を図るため、セミナーやヘルスアップ運動講座など気軽に参加できる場を多く提供するとともに、健康づくりを支援する地域ボランティアの育成を進め、地区組織やNPOと連携しながら地域での健康づくり活動を推進します。

食環境の整備

市民の外食化がすすむ中で、市民自らの健康づくりを支援するため、給食施設における栄養管理の向上や外食産業との連携など、食の環境整備を進めます。

生涯歯科保健対策の推進

フッ素利用や歯磨きによる口腔衛生の改善，歯周疾患や摂食嚥下障がいへの対策など，年代に合わせた歯科保健対策を一貫して推進します。

施策展開

(3) 食育の推進

将来を担う子どもたちがバランスの良い食事や正しい食事マナー，食物の大切さを理解し，望ましい食習慣を身に付けて健全な成長を図るとともに，市民が郷土の食文化や農業への理解を深めることで，生涯にわたり「食」について考える習慣を身に付け，さまざまな「食」に関する知識や「食」を選択する力の習得により，心身ともに健やかで豊かな人間性をはぐくんでいけるよう食育を推進します。

食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い，豊かな人間性をはぐくむために，食育に関する基本的理念を定め，総合的かつ計画的に食育を推進するための計画を策定し，その計画の実施に向けた啓発を進めます。

子どもの健全な成長を図る食育の推進（再掲： 2(2)豊かな心と健やかな体の育成）

バランスの良い食事や正しい食事マナー，食物の大切さなどを理解し，望ましい食習慣を身に付けられるよう，家庭と連携した食に関する指導を推進するとともに，地産地消の推進など，学校給食を一層充実させます。

郷土の食文化や農業への理解を深める食育の推進（再掲： 2(2)大地の恵みをうける）

将来を担う子どもたちが正しい食習慣を身に付け，健やかな成長を図るための一環として，小中学校との連携，「食育センター」の活用により，郷土の食文化や農業への理解を深めるための体験の場や機会を提供します。また，地産地消の拡大とともに郷土への愛着を深めるため，学校給食における米飯給食や地場農作物の利用拡大，消費者への地場農産物の情報提供を推進します。

3 適切な地域医療の確保

現況と課題

どんな病気でも大病院で治療や診察をうける指向が市民に依然として続いており、これにより重症患者への対応が遅れることのないよう、プライマリケアを担う「かかりつけ医」の必要性についての啓発が必要となっています。

本市の救急医療体制は、初期救急として「新潟市急患診療センター」「西蒲原地区休日夜間急患センター」「在宅当番医制」「新潟県歯科医師会休日急患歯科診療センター」を、二次救急では「病院群輪番制」を、三次救急では「新潟市民病院救命救急センター」を整備し、市民の休日・夜間における医療体制を確保しているものの、一層の充実が求められています。

在宅医療は、24時間いつでも対応が可能な体制が求められるなか、プライマリケアに対応する一次医療機関は概ね整備されているものの、これを支える二次・三次医療機関の機能充実、連携体制の強化が必要となっています。

市民の救命率の向上のためには、迅速な通報と救急車が到着するまでの間にその場に居合わせた人による応急手当が重要です。

平成17年の救急出動件数は27,548件で、この10年間で約1.7倍となり、毎年約6.5%の増加が見込まれます。また、平成17年に救急車で搬送された25,669人のうち、入院加療を必要としない軽症の傷病者は50%以上にのぼり、転院搬送（医療機関から医療機関への搬送）も約10%を占める状況にあります。

精神科医療分野では、精神疾患の状態の急変によっては、診療時間外にあっても医療機関の受診が必要となりますが、迅速な受診につながらないことも少なくなく、受診に向けた支援とともに、夜間や休日など、精神科医療機関の確保とその救急医療体制の充実が求められています。

施策体系

3 適切な地域医療の確保

(1) 充実した医療の確保

- 医療機能・体制の整備促進
- 難病患者の療養生活への支援
- 感染症患者等への支援及び適正医療の確保
- 医療安全相談窓口の充実
- 患者とともにある全人的医療の推進

(2) 救急体制の強化

- 救急医療の充実
- 市民と協働による救命率の向上（再）
- 救急業務高度化の推進
- 精神科救急医療体制の整備促進

施策展開

(1) 充実した医療の確保

医療における県の中心として高度かつ専門的な医療機能の充実を図るとともに、病院と診療所による適正な医療の役割分担と連携による医療提供サービスを促進します。

医療機能・体制の整備促進

良質で適切な医療を市民に提供するため、かかりつけ医師をもつ市民の割合を増やすための普及・啓発や病院と診療所の連携を促進します。

難病患者の療養生活への支援

難病患者や家族の在宅での療養生活を支援するサービスの充実とともに、医療機関、サービス提供事業者やボランティア組織との連携を強化し、難病患者を支える体制を強化します。

感染症患者等への支援及び適正医療の確保

結核やその他の感染症患者、予防接種による健康被害を受けた人に対して、医療費の負担軽減を図り、早期回復・社会復帰への支援を行い、安心して治療ができる環境の充実を図ります。

医療安全相談窓口の充実

医療に係る苦情・相談の円滑な解決を図るため、中立的な立場で患者と医療機関との意思疎通の仲立ちを進め、医療に関する情報を提供して医療に対する市民の安心を高めます。

患者とともにある全人的医療の推進

市民病院は、地域の中核病院として質の高い医療を提供するとともに、患者の人格を尊重し、病める人としてやさしく全体を診ることによって、患者に信頼される病院づくりを進めます。

施策展開

(2) 救急体制の強化

急な病気や事故、地震など大規模な災害に対応した救急体制の強化に努めます。また、市民の救命率向上のため、初期応急処置の普及に努めます。また、精神科救急医療対策を進め、診療時間外における精神科医療の受診の確保に努めます。

救急医療の充実

一次から三次救急医療の連携の推進や適正利用についての普及・啓発を進め市民の救命率向上に取り組みます。また、急患診療センターを移転し、機能充実を図るなど新たな救急医療体制の整備について検討を進めます。

市民と協働による救命率の向上（再掲：1(3)市民参加・参画・協働の推進）

突然の心停止などに対する初期救命器具である自動体外式除細動器（AED）の公共施設への設置を推進するとともに、AEDの使用も含めた応急手当講習会を開催し、市民とともに救命率の向上を目指します。

救急業務高度化の推進

救急出動の増加に対応し、民間搬送業者との連携なども含めた傷病者を迅速に搬送する体制を整備するとともに、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れることのないよう救急車の適正利用について市民に広報するなど必要な措置を講じます。また、救急救命士の養成や高規格救急自動車の計画的な配備、医師同乗の救急車（ドクターカー）の運行など質の高い救急サービスを提供し、救命効果の向上を目指します。

精神科救急医療体制の整備促進

夜間や休日など、精神疾患の発症や精神疾患症状の急変などにより、かかりつけ医療機関などへの受診が難しい要医療者に対して、精神科救急医療体制を整備し、急性期における適切な医療受診の確保に努めます。

4 こどもたちの健やかな育ちの支援

現況と課題

本市の出生数は、平成 17 年で 6,577 人となっており、昭和 60 年の 9,168 人と比べると、大幅に減少しています。また、1 人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数の指標である合計特殊出生率は、平成 17 年では 1.22 で、現在の人口を維持するのに必要といわれている水準（2.08）を大きく下回っています。

そのような状況において、少子化の進展に歯止めをかけ、子どもの健やかな成長を支援する一は社会的使命であり、行政をはじめとして、子どもを取り巻く家庭や地域、企業など社会全体が連携しながら、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組むことが課題となっています。

平成元年に国連で採択され、平成 6 年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」に基づき、大人が子どものさまざまな権利を尊重する社会の体制づくりが必要となっています。

近年、核家族化の進展などから、家庭や地域における養育機能が低下しているといわれているため、妊娠期からの育児の知識の普及や心理的支援、男女が共に子育てをすることの重要性についての意識啓発など、安心して妊娠・出産できる環境の整備が必要となっています。一方、子どもを望みながら不妊に悩む夫婦への相談体制や経済的支援も重要となっています。

母子保健については、国が提唱した「健やか親子 21」をふまえ、平成 13 年に「新潟市母子保健計画」を策定して各種施策の推進を図ってきましたが、平成 18 年 3 月の「健やか親子 21」中間評価報告書においては、性行動の低年齢化などの諸問題が増加していることから、思春期保健対策の強化など、地域のニーズに応じた取組の充実と推進が求められています。

地域コミュニティの希薄化など、「子育ての孤立化」が進展しています。一方、インターネットなどからさまざまな育児情報が発信されていますが、溢れる情報から自分に合った情報の選択が難しく、子育てに対する不安や負担を感じている人も多く、身近な子育て相談ニーズは増加傾向にあります。そのようなことから、適切な助言や指導などによる不安・負担の解消を図るため、保育園、地域子育て支援センター、地域保健福祉センターなどでの身近な子育て相談への対応が求められています。また、子育ての行き詰まりや孤立感、経済的要因などから児童虐待につながるケースも多いため、緊急かつ専門的な対応が行える児童相談所の必要性もますます重要となっています。

本市では、子育て応援情報誌「スキップ」やホームページを活用して福祉、保健、医療、教育などさまざまな行政情報を提供していますが、併せて、より身近な情報の提供も必要なことから、市民と連携して情報の収集と発信に取り組んでいく必要があります。

結婚や家族に対する価値観の変化などから、ひとり親家庭が増えていますが、家計、家事、育児などを一人で担うことにより、さまざまな困難に直面するひとり親家庭の精神的安定や生活の自立を図るために、その支援・援助を進める必要があります。

保育園は、多様化する保育ニーズに的確に対応するとともに、すべての子育て家庭への育児相談や一時保育を行うなど、子どもの健やかな成長に大きな役割を果たしており、今後さらに地域子育ての核となるよう努める必要があります。

子どもたちの健やかな成長を図るため、放課後児童クラブや児童館、児童センター、公園、児童遊園などの子どもの居場所づくりを進め、健康の増進と情操を豊かにする取組も必要となっています。

4 こどもたちの健やかな育ちの支援

(1) 総合的な子育て支援の推進

すこやか未来アクションプランの推進

(2) こどもたちを守り育てる

こどもの権利を守る

児童虐待防止への取組

安心して妊娠・出産できる環境の整備

乳幼児の心と体の健康支援

(3) 子育て支援の充実と連携

こどもに関する相談体制の拡充

家庭生活と社会生活の両立支援（再）

子育て家庭への支援

ひとり親家庭への支援

若者や子育て世帯の就労支援

多様な保育サービスの提供

安心してすごせるこどもの居場所の整備

障がいのあるこどもへの支援

多様な教育の機会・支援体制の整備（再）

地域社会で支える子育ての推進（再）

(1) 総合的な子育て支援の推進

明日の新潟を担うすべての子どもが健康でいきいきと暮らせるよう、子どもの視点にたったさまざまな子育て支援に総合的に取り組むとともに、市民との協働により、市民と行政が一緒に取り組むことで、より効果的な子育て支援の推進を図ります。

すこやか未来アクションプランの推進

本市の次世代育成支援対策行動計画である「すこやか未来アクションプラン」に基づき、すべての子どもが健康で、いきいきと暮らせ、将来にわたり新潟に住むことに誇りと夢をもって成長できるよう、市民委員会など市民との協働により子育て支援を進めます。

(2) こどもたちを守り育てる

子どもやその保護者が生涯を通じて健康に生活を送ることが、次の世代を健やかに生み育てるための基礎となります。次代を担うすべての子ども一人ひとりが尊重され、安心して、健やかに成長していくための支援を進め、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

こどもの権利を守る

子どもの視点にたち、子どもの最善の利益が確保されるよう、(仮称)新潟市子どもの権利条例に立脚した施策を展開することにより、一人ひとりの権利が尊重され保障される社会体制づくりを進めます。

児童虐待防止への取組

児童虐待は、予防、早期発見及びその適切な対応が重要です。そのため、日ごろから子どもに関わる各機関の連携を強化し、地域をはじめとした社会全体での虐待防止などについて啓発を進めるとともに、虐待と認められた場合、必要に応じ児童相談所で一時保護を行うなど、迅速な安全確保を図ります。また、虐待を受けた子どもの心理的ケアとともに、保護者に対しては虐待のない家庭生活の回復に向けた指導を行うなど、児童相談所を核として必要な支援に取り組みます。

安心して妊娠・出産できる環境の整備

健やかな妊娠・出産を迎えるための講習会の開催や相談指導體制の整備とともに、特定不妊治療費助成など、安心して出産や子育てができる環境づくりを進めます。

乳幼児の心と体の健康支援

乳幼児健康診査の実施とともに、孤立化しやすい子育て中の保護者に対する早期の専門的な相談体制の強化など、支援体制の充実を図ります。

(3) 子育て支援の充実と連携

社会全体で支え合いながら、次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家庭の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当などの経済的支援など多岐にわたる子育て支援施策を充実していきます。

こどもに関する相談体制の拡充

児童虐待やひきこもりなど、子どもに関するさまざまな相談について、個々の子どもやその家庭に最も効果的な援助を行うため、区役所などで行う初期相談から児童相談所における専門的な相談・判定・指導や措置などに至る一貫した体制の拡充を図ります。特に、児童相談所では、専門職員による心理療法やカウンセリングをはじめとした必要な指導などを実施します。

家庭生活と社会生活の両立支援（再掲： 1(4)， 3(5)）

男女が、育児や介護をはじめとした家庭生活と仕事や地域活動などの社会生活が両立され、いきいきと豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

子育て家庭への支援

児童手当や医療費の助成・補助など経済的な支援の充実を図るほか、保育園、地域子育てセンター、地域保健福祉センターなどでの身近な子育て支援事業や子どもの居場所づくりなど自主的な地域活動の支援に取り組むとともに、各施設の整備や地域子育てセンターの配置の拡充にも努めます。また、子育てに関する必要な情報の提供・発信の充実を図ります。

さらに、一部の市営住宅で設けている子育て世帯向け専用枠の拡充を図ります。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、貸付金制度、医療費助成など経済的な支援を行うとともに、精神的な安定や生活の自立など、抱えているさまざまな問題の把握と解決に向けた総合的な支援を進めます。

若者や子育て世帯の就労支援

次代の親となる若い世代が安心して家庭を築き、子育てができるよう、フリーター、ニートに対する支援を含めた若者の就労支援に取り組むとともに、育児などのために退職し、再就職を希望する子育て家庭などへの就労支援を進めます。

多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化に伴うさまざまな保育ニーズに対応するため、延長保育などの特別保育や病児デイサービスなど、支援事業の充実を図るとともに、すべての子育て家庭への育児相談や一時保育の実施など、地域の子育て支援を進めます。

安心してすごせるこどもの居場所の整備

子どもたちの健やかな成長を図るため、地域の特性や地域ニーズの把握や放課後児童クラブの整備充実を進めます。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクール、児童館などが連携して、子どもの居場所づくりを進め、健康の増進と情操を豊かにする取組を積極的に進めます。

障がいのあるこどもへの支援

心身に障がいのある児童・生徒に対し、放課後支援活動の場を設け、その健全な育成を図るとともに、保護者の就労支援や介護の疲労回復を支援します。

発達障がいについては早期発見・早期療育が大切であり、理解の促進とともに、相談、専門医への紹介及び指導・訓練などの支援を進めます。

多様な教育の機会・支援体制の整備（再掲： 4(3)開かれた教育行政の推進）

さまざまな理由により支援が必要な子どもや若者が、家庭環境や学習能力などに応じた教育・支援を受けることができる体制や相談機能を整備します。また、スキルアップや再就職を目指す社会人の学習を支援します。

地域社会で支える子育ての推進（再掲： 1(1)地域と行政の協働の推進）

親子がともに、地域の人々とのふれあいや支えあいの中で成長していくことができるよう、市民の自主的な活動の支援や、地域の住民や地域コミュニティ協議会などと行政との協働により、地域の特性や地域住民のニーズに合った思春期保健の取組や子育て支援を進めます。

5 長寿社会をいきいきすこす

現況と課題

本市の65歳以上の人口は総人口の約21%となっており、市民の5人に1人が65歳以上の高齢者という状況で、さらに増加する見込みですが、多くは元気であり豊富な知識や経験をもつ活力ある人たちです。

元気で自立的な意識をもつ多くの高齢者の豊富な知識や経験を、ボランティア活動や地域コミュニティ活動に積極的に活かしてもらうことが期待されています。

高齢化や核家族化により、高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加するとともに、長くなった高齢期の生きがいに対する考え方も多様化してきていることから、その変化に柔軟に対応することが必要となっています。

高齢者が健康で生きがいをもって社会に参加できるよう、各種の施設で趣味・教養講座や健康講座などを充実させるとともに、高齢者の就業機会の確保への支援や雇用の促進がさらに必要となっています。

急速な高齢化が進み、特に要介護の割合が高くなる後期高齢者（75歳以上）の増加により身体機能が虚弱化して他人の介助や介護を必要とする人や、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とする人の増加に対応した体制の整備が必要となっています。

地域保健福祉センター、地域包括支援センターなどの相互連携による、高齢者の在宅生活の支援、在宅介護についての相談や各種サービスの紹介など、地域での在宅生活を支える体制が必要となっています。

新たな社会問題となっている「高齢者虐待」について、迅速かつ適切な保護及び養護者への支援を行うための体制整備が必要となっています。

介護保険の円滑な運営や地域密着型サービスの普及とともに、介護予防サービスや自立した生活を維持できるような支援サービスの充実が必要となっています。

住宅は在宅での生活を支える基盤であり、新築やリフォーム時のバリアフリー化など高齢者に配慮した質的整備が必要となっています。

5 長寿社会をいきいきすこす

(1) 高齢者の生きがいがづくり

- 高齢者の生きがいがづくりの推進
- 高齢者の雇用と就労の促進

(2) 高齢者の生活支援

- 自立した生活への支援
- 在宅介護支援
- 地域における相談・支援体制の充実
- 介護サービス基盤の充実
- 介護保険制度の円滑な運営
- 快適な住まいへの支援
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給

(1) 高齢者の生きがいがづくり

長くなった高齢期を生きがいをもって生活することにより健康の保持・増進や、健康寿命の延伸が図られることから、高齢者が家庭や地域などで豊富な知識と経験、技術を活かしていきいきと活動できるよう、生涯学習の推進や趣味を通じた仲間づくりなど、多様な社会参加の機会づくりを推進します。

高齢者の生きがいがづくりの推進

元気で自立的な意識をもつ多くの高齢者が、地域などでボランティア活動やコミュニティ活動に参加できるように、必要な情報提供や出会いの場づくりの拡大を図ります。

後期高齢者の単身世帯、夫婦世帯が増加していることから、現在実施している趣味、教養講座、健康講座などをより身近な地域で実施するとともに、世代間交流を拡大し、元気でいきいきした生活が送れるよう生きがいがづくりを推進します。また、地域で高齢者の各種生きがいがづくりに取り組むグループなどの支援に努めます。

高齢者の雇用と就労の促進

高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進及び自らの能力を活かした地域社会づくりに寄与できるよう、就業機会の確保への支援を進めます。

また、公共職業安定所などと連携し、就職面接会の開催や求人・求職情報の提供に努めるとともに、事業者に対して、雇用の拡大や就労環境の整備を進めます。

施策展開

(2) 高齢者の生活支援

高齢者が住みなれた家庭や地域で健康で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供や在宅介護者などへの負担の軽減、高齢者虐待の防止に取り組みます。また、今後の超高齢社会の一層の進展、後期高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大など、介護をめぐる厳しい状況を見据えて、介護保険制度の持続可能性の確保、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

自立した生活への支援

高齢者の自立した生活を確保し、安心した生活が送れるよう、定期的な安否確認や相談など在宅高齢者の生活を支援します。

また、認知症や老人性うつ病などに関する相談など健やかな老後の生活を支援します。

在宅介護支援

要介護状態にある高齢者に対し、快適な生活の維持と健康管理を図るとともに、介護者の精神的・経済的な負担の軽減を図ります。

地域における相談・支援体制の充実

区役所や地域保健福祉センター、地域包括支援センターなどが連携して、在宅介護についての相談や各種福祉サービスの紹介並びに調整・実施などを行い、高齢者の在宅生活を支援します。

高齢者虐待について、迅速かつ適切な保護及び養護者への支援を行うため、一時保護する居室の確保や関係機関との連携強化を進めます。

介護サービス基盤の充実

住み慣れた地域での生活継続を支援する観点から、介護サービス体系を施設重視型から在宅重視型へシフトさせていくこととし、小規模特養施設や小規模多機能型施設、グループホームの整備促進など、地域密着型サービスの普及・推進を支援します。

介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度を円滑に運営していくため、居宅・施設サービスの確保や介護サービスの質の向上に努めるとともに、保険財政の安定運営や市民に対する普及・啓発を進めます。

快適な住まいへの支援

安全で快適な高齢者の在宅生活を支援するため、住宅リフォームの費用を助成します。

高齢者向け優良賃貸住宅の供給

民間の高齢者向け賃貸住宅を活用し、高齢者が安全に自立した生活ができるよう、建設費と家賃の一部を助成し優良な住宅の供給を図ります。

6 障がいのある人の自立支援

現況と課題

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、利用するための仕組みを一元化した障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に施行されました。

本市における障がい者手帳所持者の状況は、平成 18 年度当初で、身体障がい者は 25,766 人、知的障がい者は 3,813 人、精神障がい者は 2,284 人と年々増加しており、身体障がい者においては高齢化・重度化の傾向があります。障がいのある人が住みなれた地域や家庭で快適に生活できるよう、地域における本人・家族への支援体制や多様化するニーズに対応したサービスの充実が必要となっています。

障がいのある人の社会参加がしやすい環境にするためには、外出への支援や情報の確保、コミュニケーションの支援を充実する必要があります。

障がいのある人にとって、スポーツ・文化活動、余暇活動は、心身の健康づくりや生きがいづくり、また、リハビリテーションの一環として大切なことから、競技スポーツなどの活動を支援してきました。今後は、地域住民と一緒にスポーツ・文化活動などを推進していくことが必要です。

障がい者の雇用率は、依然として低い水準にあることから、障がい者が自己の個性と能力を発揮して、ともに働きともに生きる社会作りを目指して、一般就労への支援と併せて障がいに応じた支援が必要となっています。

一般企業に雇用されることが困難な障がい者にとって、通所授産施設や小規模作業所は福祉的就労の場として大きな役割を果たしています。今後は障害者自立支援法の施行に伴い、新サービス体系へ移行することから、小規模作業所が地域活動支援センターへ移行していくための支援が必要となっています。

自閉症などの発達障がい者に対しては、乳幼児期から生涯にわたって一貫した支援を行う必要があります。

障がいの有無に関わらず同じ生活条件の実現を目指す、ノーマライゼーション理念の浸透を図ることが必要です。

施策体系

6 障がいのある人の自立支援

(1) 地域生活の支援体制の充実

- 地域生活の支援
- 保健・医療の充実

(2) 自立支援と教育の充実

- 雇用促進と就労支援
- 療育・教育の充実

(3) ノーマライゼーション社会の実現

- 快適な生活環境の整備
- 啓発・広報活動の推進

施策展開

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、地域で相談できる体制などの充実を図ります。

障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の医療費の軽減を図ります。

地域生活の支援

障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域で自立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、情報の提供を進めます。また、スポーツ活動や文化活動の機会を確保するとともに、より多くの障がい者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動内容の工夫を図ります。

保健・医療の充実

障がい者のさまざまな疾患への早期対応や機能低下の防止を図るため、適切な医療やリハビリテーションの提供と相談・訓練・指導などの総合的な支援に努めます。

また、自立支援医療制度や重度心身障がい者医療費助成、精神障がい者入院医療費助成など、医療費の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 自立支援と教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに、適切な教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

雇用促進と就労支援

障がい者が自立した生活を送れるよう、一般就労についての支援のほか、一般就労に向けた生活指導や授産指導などの訓練を行う地域活動支援センターなどの整備や就労の機会の提供など、障がいの状態に合わせた支援を行います。

また、障がい者の雇用に対する国の助成制度の周知や事業主への雇用の促進・啓発を進めます。

療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性などに応じた適切な支援体制の充実を図ります。

(3) ノーマライゼーション社会の実現

障がいの有無に関わらず、一人ひとりが互いに尊重し、共に支えあう社会作りを推進するため、障がいに対する正しい理解がなされるように啓発活動を進めるとともに、環境の整備にも努めます。

快適な生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資ほか、居住支援の充実に向けた取組を進めます。

啓発・広報活動の推進

障がいのある人が社会の一員として、地域の中で共に生活できる「ノーマライゼーション社会」の実現のため、地域や学校において啓発を進めます。

7 安心なくらしの保障

現況と課題

何らかの原因により生活に困窮している人に対し、その程度に応じ、生活保護法による生活扶助など必要な援護を行っていますが、経済的要因に加え高齢化の進行や核家族化の進展などから、生活の援護を必要とする人は増加の傾向にあります。

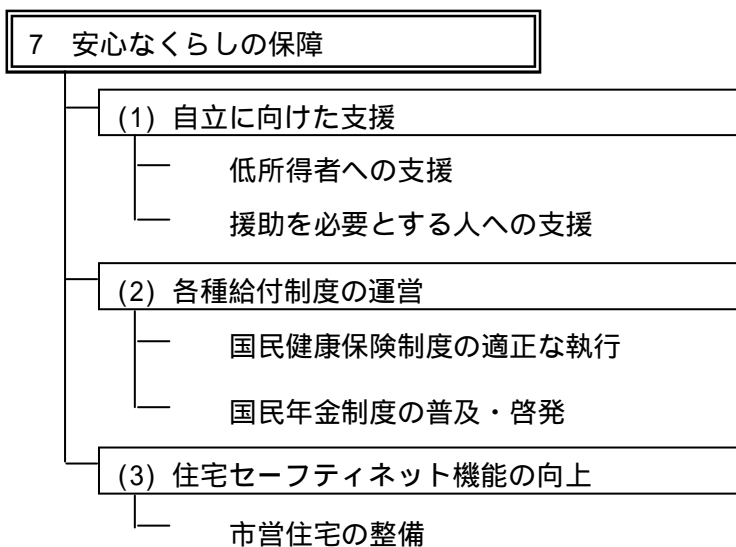
配偶者などからの暴力は被害者への心身の被害だけでなく、生命にまで危険をおよぼす深刻な状況であり、相談件数も増加傾向にあります。また、売春に關与させられるなどのおそれのある女性の保護など、女性に関するさまざまな相談内容に、迅速、適切に対応できるよう支援体制の充実整備が求められています。

国民健康保険事業は、経済不況などの影響による保険料収入が伸び悩む一方、高度医療技術の進歩とあいまって高齢者を中心とした医療費の増加により、保険財政の深刻化が問題となっています。

老後や障がいなどになったときの所得保障として、公的年金の果たす役割は重要となっています。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者が安心して生活を送るための住宅セーフティネットとしての機能を備えています。老朽化などにより居住水準が低下しているものも多く、改善が必要となっています。

施策体系



(1) 自立に向けた支援

市民の生活の安定を図るため、国や関係機関と連携しながら困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、積極的な自立助長の促進に努めます。

家庭内暴力など、日常生活を送るうえでさまざまな問題を抱え、援助を必要とする人に対する相談・支援に努めます。

低所得者への支援

生活保護法による生活扶助など、必要な援護を行うとともに、被保護世帯の自立助長を図るため、相談体制と生活指導の充実に努めます。

援助を必要とする人への支援

配偶者などからの暴力被害や売春などにより、家族関係の破たんなどさまざまな問題を抱え、援助を必要とする主に女性からの相談に応じ、県女性相談所との連携やNPO法人などとの協働により必要な保護や自立の支援に努めます。

(2) 各種給付制度の運営

市民に安定した医療保険を保障できるよう、健全で安定した国民健康保険事業の運営に努めるとともに市民の老後の生活安定化のため、国民年金制度の普及・啓発に努めます。

国民健康保険制度の適正な執行

被保険者の健康を守るため、平等で安心できる医療給付を提供します。また、健康に関する意識の向上や保健事業の充実に努め、市民の中長期的な健康増進に努めるとともに、保険料の収納確保や負担の適正化により、健全で安定した国民健康保険事業を進めます。

国民年金制度の普及・啓発

市民の国民年金制度への理解を深め、年金の受給権を確保することにより生涯安心して暮らせるよう国民年金制度の普及・啓発に努めます。

(3) 住宅セーフティネット機能の向上

高齢化の急速な進行や経済社会構造の大きな変化により増加する社会的弱者のうち、住宅に困窮する低所得者に、良好な住宅を供給し、住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

市営住宅の整備

建物の老朽化などにより居住水準が低下した市営住宅の建替えや改善を推進し、住宅に困窮する低所得者層へ、良好な住宅の供給を図ります。

8 地域保健福祉の充実

現況と課題

地域の人びとが支え合っていくコミュニティの大切さは理解されているものの、少子高齢化や核家族化が進み、男女の就労環境が変化していく中で、家庭や地域での育児・介護に関わる相互扶助機能が低下傾向にあることから、市民一人ひとりの保健福祉ニーズに的確に対応できるよう、行政の各種保健福祉サービスに加え、地域の生活課題を地域で考え解決策を見出していく地域保健福祉の推進が求められています。こうした中、民間の立場で地域福祉を推進する市社会福祉協議会の果たす役割も大きなものとなっています。

市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のサービスを総合的に調整する地域保健福祉センターを中心とした地域ケア体制の強化とサービスの質の向上が求められています。

認知症や知的・精神に障がいのある人など、判断能力が十分でない人が、自己の財産管理や保健・医療・福祉の各種サービスを利用できるよう、成年後見制度などの周知及び利用促進が必要となっています。

ユニバーサルデザインの考え方に立った誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」を進めるため、民間施設を含めた建築物などのバリアフリー化や心のバリアフリーをより一層進める必要があります。

本市は、新潟水俣病という公害被害の経験を有し、被害者の救済については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償や、水俣病総合対策に基づく医療事業など複数の制度があるものの、より分かりやすい救済制度が必要です。

施策体系

8 地域保健福祉の充実

(1) 地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進

地域保健福祉活動の推進（再）

(2) 保健福祉サービス体制の充実

- 保健・医療・福祉の連携
- 保健福祉サービスの質の向上
- 保健福祉サービスの利用支援
- 福祉のまちづくりの推進

(1) 地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進

相互扶助機能をもつコミュニティの再構築を図り、地域の中で助け合い支え合って保健福祉活動を進めていくことが必要であり、そのためにもボランティアやNPOをはじめとする市民活動を支援するとともに、地域の生活課題を地域で考え解決策を見出していく住民参加型の地域づくりを進めます。

地域保健福祉活動の推進（再掲：1(1)地域と行政の協働の推進）

ボランティアをはじめとする自主的・自発的な市民活動が活発化するなか、市社会福祉協議会ボランティアセンターなどでの活動を支援するとともに、地域住民やNPO、コミュニティ協議会、ボランティア、社会福祉施設などの参加により、区ごとの地域福祉計画を策定し、地域の実情に応じた地域福祉活動を展開していくことで、地域で助け合い、支え合う活動が自然な形で行われる成熟した地域社会の形成を進めます。また、地域の生活課題の解決に向けては、地域福祉を推進する市社会福祉協議会の役割もこれまで以上に重要となることから、一層の連携強化を図っていきます。

また、社会福祉サービスが保健医療サービスと密接に関連することから、地域の医療機関や保健師などとの連携・ネットワークづくりも推進します。

(2) 保健福祉サービス体制の充実

地域の身近なところで保健福祉サービスを一体的・総合的に利用できるよう、提供体制を整備するとともに、保健福祉に関わる人材の育成・確保を促進することにより、サービスの質の向上とサービス利用の支援を図ります。

ユニバーサルデザインの考え方に立った誰もが安心して住みやすい福祉のまちづくりを目指します。新潟水俣病に関する救済制度について、県と連携しながら、充実した制度の確立を国や関係機関に働きかけていきます。

保健・医療・福祉の連携

保健所を移転し、保健中枢施設として機能強化するほか、地域保健福祉センターの体制整備を図るとともに、区役所と地域保健福祉センターや地域包括支援センター、地域の社会福祉施設や医療機関とで地域情報を共有化し、連携して地域における健康づくりや在宅介護を総合的に支援します。

保健福祉サービスの質の向上

在宅や施設でのケアサービスを充実させるため、保健福祉サービス事業者並びに従事者の資質向上に対する自主的な取組を促進します。

福祉サービス提供者が自ら第三者評価を受けることを促進し、サービスの質の向上に努めます。

保健福祉サービスの利用支援

日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知及び利用促進を図り、各種保健福祉サービスが利用でき、地域で安心して生活が送れるよう支援します。

福祉のまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」を進めるため、ユニバーサルデザインに基づく建築の促進や、心のバリアフリーを促進し、ハード・ソフト両面での充実を進めます。

9 緑豊かな居住環境

現況と課題

既成市街地においては、低・未利用地が存在していることから、今後も市街地内の土地の有効利用に向けた取組が必要となっています。

核家族化やライフスタイルの多様化に伴う住宅需要が想定できることから、住宅融資の支援などにより、良好で安心な住まいづくりに努める必要があります。

本市で住居表示を実施している地区は平成 17 年度末現在 7,913ha で、市街化区域面積の約 69% となっています。今後も、災害時など緊急時の対応や郵便物などの配達に支障をおよぼすことのないよう住居表示地区の拡大を進める必要があります。

市民一人当たりの公園面積は、平成 17 年度末で 10.24 m²（全国平均は、9.1 m²）ですが、今後も市民からの多様なニーズに対応したさまざまな公園緑地を創出する必要があります。

平成 17 年度の市政世論調査によると、居住区での今後発展を希望する特徴・特性の第 1 位が「水と緑」であり、緑への関心が高いことが伺えます。このため、引き続き公園の整備や民有地の緑化推進、家庭園芸の普及など、緑あふれるまちの創造に向け取り組む必要があります。

施策体系

9 緑豊かな居住環境

(1) ゆとりの居住環境

- 宅地の整備
- 良好で安心な住まいづくり
- 農村集落の活性化（再）
- 良好な居住環境づくり（再）
- 住居表示の推進

(2) 緑のまち並みづくり

- 公園・緑地等の創出
- 市民協働による緑化の推進（再）
- 緑化意識の醸成

(1) ゆとりの居住環境

快適な住まいは豊かな生活の基本であり、市街地内の低・未利用地などを中心に景観に配慮した計画的な市街地整備を推進し、良好な居住環境づくりに努めます。

宅地の整備

市街地内の低・未利用地などを中心に、土地区画整理事業や開発行為などによる道路・公園・下水道などの公共施設と一体となった居住環境の形成に努めます。

良好で安心な住まいづくり

一定の耐震基準を満たしていない木造戸建住宅及び分譲マンションについて、耐震化を促進することにより、良好で安心な住まいづくりを目指します。その支援策として、耐震診断・改修工事への補助やリフォーム資金への融資のPRに努め、積極的な支援を行います。

③ 農村集落の活性化（再掲： 2(1)都市と田園のふれあい）

農村集落の景観に調和し、家庭菜園ができるゆとりある田園住宅の整備を促進するなど、農村ならではの魅力を活かした居住環境の整備や、農村地域におけるコミュニティ形成による定住人口の確保を図り、農村地域の活性化を図ります。

良好な居住環境づくり（再掲： 5(5)地域のまちなかの賑わいづくり）

市民参加のまちづくりのしくみや規制誘導に向けた制度を制定し、住民が主体となったまちづくりのルール化や、狭道道路の解消、土地の共同利用などを促進し、愛着や誇りを感じられる居住環境づくりを進めます。

住居表示の推進

町名や地番の混乱により市民生活に支障をきたさないよう、住居表示を推進します。

(2) 緑のまち並みづくり

まち並みの緑化については、公有地はもとより民有地の緑化を促進するとともに、公園の整備を推進し、市民生活に潤いとやすらぎを提供します。

公園・緑地等の創出

公園緑地は、樹木をもつ貴重な環境であるとともに、市民生活に潤いを与え、住民のコミュニティの場として、重要な施設であることから積極的に整備を推進します。

市民協働による緑化の推進（再掲： 1(2)NPO、企業などとの協働の推進）

緑豊かなまち並みを形成するため、公有地はもとより民有地の緑化を推進するとともに、市民との協働により、緑と花があふれる公園やまち並みづくりを進めます。

緑化意識の醸成

市民から花や緑の美しさを再発見してもらい、家庭園芸に関する栽培技術などの知識を深めてもらうことにより、まちなかや家庭への花と緑の普及推進を図ります。

10 快適で安全な生活基盤づくり

現況と課題

平成14年度に実施した新潟都市圏域パーソントリップ調査によると、交通手段として自動車の分担率が69.6%と最も高く、昭和63年度の調査と比べて約18ポイント増加した一方で、鉄道・バスなど公共交通は減少しており、バス利用者の減少などから、バス路線の廃止が進み、子どもや高齢者を含め自家用車を運転できない人に対する生活交通の確保が必要となっています。

住宅の密集市街地には、緊急車両などが通行できない狭隘な道路が多数存在することから、安全で災害に強い住環境の形成に向け、改善に取り組む必要があります。

市内の交通事故は依然として多発しており、近年は特に加害者または被害者として高齢者が関わる事故が増加していること、また、違法駐車が交通事故や交通渋滞の一因となっていることなどから、交通安全教育のより一層の推進を図るとともに、交通安全施設の充実や地域の事情に適応した道路整備により、安全な交通社会の実現が求められています。

自転車は、日常生活の有効な交通手段であるとともに、レクリエーションや健康増進のほか、環境的にも注目されていることから、自転車道ネットワークの整備が望まれています。また、都心の商店街において放置自転車により都市機能が阻害されていることから、駐輪場の整備と合わせた自転車等放置禁止区域の拡大を進める必要があります。

降雪による車両交通などの支障は、市民生活に多大な影響を与えるため、道路の除雪や凍結防止対策の体制を整えておく必要があります。

現行の隔月による水道料金などの徴収制度は、毎月徴収する他の公共料金に比べ負担感が大きいとのご意見があります。

水道への電話による問い合わせに対する総合窓口を設置し、より親切でわかりやすいサービスの提供が求められています。

下水道の普及率は平成17年度末で67.6%となっており、全国平均の69.3%とほぼ同水準にありますが、政令市の平均97.6%からは大きく下回っています。

10 快適で安全な生活基盤づくり

(1) 身近で快適な交通の確保

- 生活交通の確保
- 生活道路の整備
- 道路景観の創出（再）
- 駅・バス停の利用環境の向上（再）
- ゆとりと安心のみちづくり
- 自転車利用環境の整備
- 除雪体制の充実
- 市民協働による道路維持管理の推進（再）
- 道路維持管理の効率化

(2) 交通安全の推進

- 交通安全施設の整備
- 交通安全意識の普及
- 違法駐車防止
- 交通災害救済対策の充実

(3) 上下水道の充実

- 安全でおいしい水の供給
- 水の安定した供給
- 水道利用者サービスの充実
- 水道事業の運営基盤強化
- 下水道処理開始区域の拡大
- 下水道への接続促進

(1) 身近で快適な交通の確保

区バスなどの整備や駅の利用環境の向上を図り、身近で快適な交通の確保に努めます。市民にもっとも身近な生活道路は、車両だけでなく子どもや高齢者・障がい者など、誰もが安心して快適に移動できるよう整備を進めるとともに、修繕や除雪など適切な道路の維持管理による交通処理機能の向上に努めます。

生活交通の確保

路線バスの運行確保に取り組むとともに、区バスや地域が主体となって運営する住民バスの活動を支援し、市民に必要な生活交通の確保に努めます。また、乗り継ぎ利便性の向上や案内情報の充実など、区バスの運行も含め、既存バス路線の機能強化を図ります。

生活道路の整備

市民にとって一番身近であり日常的に利用する生活道路は、地域事情や社会情勢に対応した道路環境整備を行う必要があることから、幹線道路を補完し、また住民生活に密着し、子どもや高齢者・障がい者も安全かつ快適に利用できるように、道路改良・道路舗装を進めます。

また、門や塀などの撤去費用を助成することで、道路用地の寄付や支障物の撤去を市民から協力してもらい、緊急車両などの通行に支障となる狭隘な道路の拡幅を推進し、安心できる居住環境づくりに努めます。

道路景観の創出（再掲：5(3)住む人、来る人のための都心づくり）

道路景観は、市民の目にふれる機会が最も多い景観であることから、電線類の地中化や街路樹の整備、また、「花の政令市」にふさわしいフラワーロードの整備などにより道路空間の質を高めます。

駅・バス停の利用環境の向上（再掲：4(5)安全・便利な公共交通体系の構築）

公共交通の利便性を高めるため、駅の自由通路及び駅前広場やバス停周辺の整備に努めるとともに、交通結節点などにおいて、パークアンドライド駐車場の整備を進めます。

ゆとりと安心のみちづくり

駅やバスターミナル、公共施設などの周辺においては、高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを基本とした、歩道のバリアフリー化を進めます。また、歩行者の安全性や快適性を重視したコミュニティ道路などの道路改良や歩道、防護柵、照明などの交通安全施設の整備を進めます。

自転車利用環境の整備

観光施設や公共施設などを結ぶ自転車道のネットワーク化を図り、駅周辺や都心の商店街で駐輪場の整備を行うことにより、自転車利用者の利便性を高めるとともに、放置自転車の削減を図り快適な都市空間を確保します。

除雪体制の充実

降雪時においては、地域により積雪の状況が異なることから、各区役所において、各区の実情に合わせた迅速な除雪を行うことにより道路交通を確保し、市民生活の安定に努めます。

市民協働による道路維持管理の推進（再掲：1(2)NPO、企業などとの協働の推進）

市民との協働により、適切な道路の維持管理を行い、ごみや雑草のないきれいなまちづくりを進めます。

道路維持管理の効率化

道路構造物のうち、橋梁については、災害時における交通確保や整備費の負担が大きいことから、保有する社会資本ストックの機能を効率的に維持する仕組み(アセットマネジメント)をつくるなど、維持管理コストの削減に努めます。

施策展開

(2) 交通安全の推進

交通量の増加などに伴い厳しさを増す交通情勢を背景に、多発している交通事故から市民の安全を守るため、交通安全施設を整備するとともに、市民一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりと譲り合い、そしてゆとりの心をもって行動できるよう交通安全意識の普及に努めます。

交通安全施設の整備

交通事故から市民の安全を守るため、歩道、防護柵、照明などの交通安全施設の整備に努めます。

交通安全意識の普及

交通事故を防止するため、各季交通安全運動や交通安全教室など、特に高齢者に向けた内容を拡充して実施するとともに、各小学校区で組織する交通安全推進協議会の設立促進及び活動支援などを通じ、自らの安全は自ら守るという市民意識を醸成し、交通安全意識の普及を図ります。

違法駐車防止

道路上の違法駐車は交通事故や交通渋滞の一因となるため、警察など関係機関と連携を図りながら、運転者への啓発などを実施し、違法駐車防止に努めます。

交通災害救済対策の充実

交通災害の被災者救済に資するため、新潟県交通災害共済制度の普及に努め、市民の加入を促進します。

(3) 上下水道の充実

快適な生活環境を創出するため、安全でおいしい水道水を安定的に供給するとともに、水道利用者の満足度の高いサービスを提供し、経営の効率化に努めます。また、下水道の効率的な整備を進め、処理開始区域を拡大するとともに、下水道への接続促進を積極的に図っていきます。

安全でおいしい水の供給

本市独自の「水のおいしさ基準」を定め、より安全でおいしい水を提供します。

貯水槽水道衛生管理の徹底を図るため、保健所と連携して貯水槽水道の設置者に対し、適切な指導・助言を行います。

水の安定した供給

経年劣化した管路を更新し、漏水事故防止・赤水発生予防及び耐震性の向上を図ります。

配水幹線(大口径管)を整備し、給水安定性の向上を図ります。

水道利用者サービスの充実

コールセンターの開設により、水道利用者の利便性向上と業務の効率化を推進するとともに、水道料金などの毎月徴収制度を導入し、料金納付時の負担感を軽減するなど、高度化・多様化する水道利用者ニーズに対応したサービスを提供します。

水道事業の運営基盤強化

合併による市域の拡大に伴い、必要な配水管の整備を行うことにより、小規模浄水場の統廃合を進め、経営の効率化を図ります。

下水道処理開始区域の拡大

誰もが快適で衛生的に暮らせるよう下水道施設の整備を効率的に進め、処理開始区域の拡大に努めます。

下水道への接続促進

下水道が整備され、各家庭が下水道管に直接トイレや台所などの排水を流すことが可能となった地域では、下水道と家庭の排水設備との接続(=水洗化)によって生活環境の向上が図られることから、説明会の開催や普及啓発活動を積極的に行います。